

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

守谷市 松丸 修久

市町村名 (市町村コード)	守谷市 (302400)
地域名 (地域内農業集落名)	大野地区 ( 上坪、角釜、辺田前、向崎、新山 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・田んぼの集積は進んでいるため、今後も引き続き集積・集約を推進していく。
- ・高齢化が進んでいるため、若手農業者の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物として、後継者の育成に力を入れるとともに更なる集約化に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散圏を解消する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が高齢化や病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地利用最適化推進委員等の地域の相談役と連携を図り、新たな受け手への付け替えをすすめることができるよう、農地中間管理機構を通じて、中心経営体への貸し付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
土地区画整理事業が予定されているため、該当なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				